

◎東京都告示第八百三十七号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の二第一項の規定により、監視区域を次のとおり指定する。

昭和六十二年八月一日

東京都知事 鈴木 俊 一

一 区域 特別区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、狛江市及び東久留米市の区域で都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定により市街化区域と定められている区域

二 期間 昭和六十二年八月一日から昭和六十五年七月三十一日まで

国土利用計画法の規定に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を公布する。

昭和六十二年八月一日

東京都知事 鈴木 俊 一

◎東京都規則第百六十五号

国土利用計画法の規定に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十七条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条第二項第一号に規定する規則で定める面積は、同法第二十七条の二第一項の規定により指定された監視区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域については三百平方メートル、府中

市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、狛江市及び東久留米市の区域については五百平方メートルとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都土地取引の適正化に関する条例による事務の市長委任に関する規則を廃止する規則を公布する。

昭和六十二年八月一日

東京都知事 鈴木俊一